

プリペイドカード廃止に伴う払戻しのお知らせ

(資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ)

当社では、平成30年(2018年)2月28日(水)をもってプリペイドカードを廃止いたします。

つきましては日頃よりご愛顧いただいております同店で発券のプリペイドカードについて、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを行いますので、期間内にお申出いただきますようお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う発行者 ワールド産業株式会社
2. 払戻しの対象となるプリペイドカード
 ワールド産業 PREPAID CARD (プリペイドカード)
3. 払戻しのお申出期間

平成30年3月1日(木)～平成30年4月30日(月)まで

4. 払戻しのお申出方法

1) 取扱店舗へご来店によるお申出

下記取扱店舗にて、「未使用残高のあるカード」と引き換えにその場で現金で払戻しいたします。取扱店舗に設置の「払戻申込書」に必要事項(お客様のお名前・ご住所・ご連絡先)をご記入のうえ、取扱店舗スタッフにお申し出下さい。

<取扱店舗> 平成30年3月1日(木)～平成30年4月30日(月) 月曜～金曜 10時～17時
 セルフジョイ・イナダ店 〒312-0061 茨城県ひたちなか市稲田 1059-19 TEL 029-285-7111

2) 本社へ郵送によるお申出

下記のお問合せ先へご連絡下さい。担当窓口より「払戻申込書」を郵送させていただきますので、必要事項(①お客様のお名前・②ご住所・③ご連絡先・④振込先銀行口座)をご記入のうえ「未使用残高のあるカード」と一緒に下記<お問合せ先>へご返送下さい。

「払戻申込書」と「未使用残高のあるカード」が到着後、内容確認の上、ご指定の口座へ振込いたします。(平成30年4月30日消印有効) ※ 振込手数料及び郵送料は弊社負担といたします。

尚、事務処理の都合上、書類ご到着からご返金までに2週間程度を予定しております。予めご了承下さい。

5. 払戻しができない場合

- 1) 使用済の場合(未使用残高が無い場合)
- 2) 期限切れの場合(最終利用日が1年を超えている場合)
- 3) 偽造又は変造もしくは盗難されたカードの場合
- 4) 破損によりカード未使用残高が照会できない場合
- 5) 払戻申込書に不備があり、不備内容の確認ができない場合

6. 期間外のお取扱いについて

お申出期間内に払戻しのお手続きをいただけなかった未使用残高のあるプリペイドカードの所有者につきましては、当該払戻し手続きから除斥されますのでご了承下さい。

<お問合せ先> 〒312-0061 茨城県ひたちなか市稲田 1059-19
ワールド産業株式会社 本社 「プリペイドカード払戻し」係
TEL 029-285-7111

以上